

# 地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会の概要

## 1 評価委員会の位置付け等

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会は、地方独立行政法人法第11条の規定に基づき設置を義務付けられた市長の附属機関です。評価委員会は中期目標、中期計画の作成、認可に際しての意見提示や法人の業務実績について評価を行うほか、評価結果を踏まえ必要に応じて業務運営の改善、勧告を行うなど、地方独立行政法人の目標評価制度の根幹となる重要な役割があります。

なお、評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市の条例である地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会条例において規定します。

## 2 地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会条例（抜粋）

### 1) 組織等（第2・3条関係）

- ・ 委員は7人以内
- ・ 医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者等から市長が任命
- ・ 任期は2年（再任可）

### 2) 委員長（第4条関係）

- ・ 委員の互選により選出
- ・ 会務を総理し委員会を代表

### 3) 会議（第5条関係）

- ・ 委員長が会議を招集し議長となる
- ・ 委員の半数以上の出席が必要
- ・ 出席委員の過半数で議事を決定

### 4) その他（第6条関係）

- ・ 委員会の運営に関し必要な事項は委員会に諮って定める  
（評価委員会運営要綱、評価委員会傍聴要領）

○評価委員会の主な事務については下記のとおり。

|                     |   |
|---------------------|---|
| ①法人の業務実績<br>についての評価 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価</li><li>・ 法人及び市長に対する評価結果の通知</li><li>・ 評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告</li></ul>  |
| ②事前の意見聴取            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中期目標を作成・変更する際の意見</li><li>・ 中期計画の作成・変更について市長が認可する際の意見</li><li>・ 業務方法書について市長が認可する際の意見</li><li>・ 中期目標期間の終了に市長が所要の措置を講じる際の意見</li><li>・ 財務諸表（法人が作成する毎事業年度の貸借対象表、損益計算書等）についての市が承認する際の意見。</li><li>・ 一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見</li><li>・ 限度額を超えて短期借入及び短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見</li><li>・ 重要な財産の処分をするにあたって市長が認可する際の意見</li></ul> |
| ③意見の申出              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 役員の報酬等の支給基準についての意見の申出</li></ul>   |

### 3 評価委員会の所掌事務

#### 1) 法人の業務の実績に関する評価

|   | 業務内容  | 時期             | 根拠条例                 |
|---|---|----------------|----------------------|
| ① | 各事業年度における業務の実績についての評価                       | 毎年<br>(24年度以降) | 地方独立行政法<br>人法第28条    |
| ② | 各事業年度における業務実績の評価結果の法人及<br>び市長に対する通知         | 毎年<br>(24年度以降) | 第28条                 |
| ③ | 各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえ<br>た法人に対する業務運営の改善勧告  | 毎年<br>(24年度以降) | 第28条                 |
| ④ | 各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧<br>告の公表             | 毎年<br>(24年度以降) | 第28条                 |
| ⑤ | 中期目標期間における業務の実績についての評価                      | 中期目標期間終了後      | 第30条                 |
| ⑥ | 中期目標期間における業務実績の評価結果の法人<br>及び市長に対する通知        | 中期目標期間終了後      | 第30条において<br>準用する第28条 |
| ⑦ | 中期目標期間における業務実績の評価結果を踏ま<br>えた法人に対する業務運営の改善勧告 | 中期目標期間終了後      | 第30条において<br>準用する第28条 |
| ⑧ | 中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・<br>勧告の公表            | 中期目標期間終了後      | 第30条において<br>準用する第28条 |

#### 2) 市長からの意見聴取

|   | 業務内容   | 時期                   | 根拠条例                           |
|---|--|----------------------|--------------------------------|
| ① | 業務方法書に対して市長が認可する際の意見                             | 作成：設立時<br>変更：必要時     | 第22条第3項                        |
| ② | 市長による中期目標の作成・変更の際の意見                             | 作成：設立時等<br>変更：必要時    | 第25条第3項                        |
| ③ | 中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の<br>意見                    | 作成：設立時等<br>変更：必要時    | 第26条第3項                        |
| ④ | 中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ず<br>る際の意見                  | 中期目標期間終了時<br>(暫定評価時) | 第31条第2項                        |
| ⑤ | 市長による財務諸表の承認の際の意見                                | 毎年<br>(24年度以降)       | 第34条第3項                        |
| ⑥ | 中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当<br>するに当たって市長が承認する際の意見     | 必要時                  | 第40条第5項                        |
| ⑦ | 一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源<br>に充当するに当たって市長が承認する際の意見  | 必要時                  | 第40条第5項                        |
| ⑧ | 限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が<br>認可する際の意見               | 必要時                  | 第41条第4項                        |
| ⑨ | 短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意<br>見                      | 必要時                  | 第41条第4項                        |
| ⑩ | 出資等に係る不要財産の納付を市長が認可する際<br>の意見                    | 必要時                  | 第42条の2第5項                      |
| ⑪ | 出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超<br>過額を納付しないことを市長が認可する際の意見 | 必要時                  | 第42条の2第6項                      |
| ⑫ | 重要な財産を譲渡又は担保に供するに当たって市<br>長が認可する際の意見             | 必要時                  | 第44条第2項                        |
| ⑬ | 法人の役員報酬等の支給基準に関する市長に対<br>する意見の申出                 | 設立時及び必要時             | 第56条第1項にお<br>いて準用する第4<br>9条第2項 |